

えひめこどもの城ボブスレー及びてんとう虫のモノレール発着場 リニューアル業務要求水準書

1 目的

本要求水準書はえひめこどもの城内のボブスレー及びてんとう虫のモノレール発着場リニューアル業務において、愛媛県（以下「発注者」という。）が要求する整備基準（以下「要求水準」という。）を示すものであり、本業務に係る技術提案に適用する。

プロポーザル参加事業者は、要求水準に明記されている事項を満たした上で、自由な企画提案（技術提案）を行うことができるものとする。

2 対象業務

ア 基本設計・実施設計業務

イ 施工（整備工事）一式

（ボブスレー滑走路更新、ボブスレー及びてんとう虫のモノレール発着場整備等）

ウ 工事監理業務

エ 構造計算業務

オ 官公庁その他への手続及び関連業務

3 リニューアル対象施設

ア ボブスレー（発着場及び滑走路部分）

イ てんとう虫のモノレール（発着場部分のみ）

4 本業務の要求水準

4-1 設計業務

（1）共通留意事項

ア. 受注者は遵守すべき法規制・適用基準等に基づき、設計業務を実施すること。

イ. 受注者は業務の詳細及び当該工事の範囲について、発注者と連絡をとり、かつ十分に打ち合わせをして、業務の目的を達成しなければならない。

ウ. 受注者は、業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに発注者に、設計図を提出する等の中間報告をし、十分な打合せをしなければならない。

エ. 図面、工事内訳書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、発注者の指示によることとする。また図面は工事着手前設計図及び竣工図として取りまとめを行うこと。

（2）各種調査業務

ア. 受注者は、遵守すべき法規制・適用基準等に基づき、整備対象施設の建設に必要な現地調査を実施し、結果を設計に反映すること。

イ. 受注者は、設計及び工事に当り必要となる測量を受注者の負担で実施するこ

ととする。ただし、測量を実施しなくても工事に影響がない場合や現地にて発注者及びえひめこどもの城指定管理者（以下、「指定管理者」という）が確認できる場合は必要としない。

（３）実施設計

- ア．受注者は、工事に係る設計図書として要求性能確認計画書を作成し、発注者による確認を受けなければならない。
- イ．受注者は、確認を受けた要求性能確認計画書に基づき、工事に必要となる実施設計図書（施工図）を作成すること。
- ウ．受注者は、実施設計図書に基づき、工事計画を立案し、発注者及び指定管理者の確認を得なければならない。なお、工事計画の立案は、仮設計画（仮置き場、搬入経路、搬入車両）、施工計画（安全対策、工事方法、騒音有無、日程期間）を明記して提示するものとする。施工に関しての条件は、発注者及び指定管理者と調整して行う物とする。

４－２ 建設業務

（１）共通留意事項

- ア．受注者は定められた期間内に建設工事等を実施すること。
- イ．受注者は、遵守すべき法規制・適用基準等に基づき、建設工事を実施すること。
- ウ．工事に当たっては、発注者に各段階で必要な提出図書等の確認を図ること。
- エ．原則として工事中に第三者に及ぼした被害については、受注者が責任を負うものとするが、発注者及び指定管理者が責任を負うべき合理的な理由がある場合には、当該者が責任を負う。その他発注者は受注者に対して指示や必要書類の提出を求めることができる。

（２）建設工事

（施工前）

- ア．着工に先立ち、指定管理者との調整及び工事準備調査等を十分に行い、工事の円滑な推進及び安全を確保すること。
- イ．準備調査において、敷地内に既存するものに手を加える（撤去、伐採など）場合は、事前に発注者及び指定管理者への確認を行うこと。
- ウ．施工計画書として、組織体制、基本品質、施工方法及び重要管理事項、工程計画、品質及び管理計画、安全対策等に関する下記の書類等を作成し、提出すること。
 - ・ 現場代理人通知書
 - ・ 請負代金内訳書
 - ・ 工程表
 - ・ 施工体制台帳、再下請通知、施工体系図、作業員名簿

- ・ 施工計画書（手順書、使用材料機器類計画書等）
 - ・ 要求性能確認計画書（一覧／独自書式にて本要求水準を満たすことが分かるチェックリストを提示）
- エ．縄張りにより現地に於て施工範囲の可視化を実施し、支障となる工作物等について発注者及び指定管理者の了解を得ること。また支障がある場合はその復旧方法についても協議を行うこと。

（施工中）

- ア．実施設計図書に基づき適切な施工を行うこと。
- イ．受注者は発注者又は指定管理者に対し、施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ウ．工事により発生した廃棄物などについては、法令等に定められたとおり適切に処理すること。
- エ．施工期間中は、園内利用者等の往来に十分配慮すること。敷地内外での事故防止に万全を期すること。

（施工後）

- ア．受注者は、受注者の責任及び費用において、竣工検査及び機器・器具類等の試運転等を実施すること。
- イ．発注者は、受注者による竣工検査、試運転等の検査終了後、受注者の立ち合いのもとで、完成検査を実施するものとする。
- ウ．受注者は、機器、器具、備品の取り扱いに関する説明を実施すること。なお説明は、管理者スタッフ等に対する説明会形式にて実施すること。

4－3 施設に関する要求水準

4－3－1 ボブスレー滑走路

（1）撤去

- ア．エリア内の付属物等、改修に支障となる施設や樹木等の撤去を行う。
- イ．撤去する付属物等及び樹木等については、発注者及び指定管理者の了解を得ること。
- ウ．処分方法については、場内仮置きまでを基本とする。仮置き場所については指定管理者と協議にて決定する。

（2）更新方法

- ア．（A）現状のコースを取り換える。（B）現状のコースの上に新しいコースを貼り込む のいずれかの方法で実施すること。
- イ．現状のコースと同等のG R Cパネル部材を使用すること。
- ウ．現状で使用しているソリ及びブレーキパッドが流用できること。

(3) コース

- ア. 現状のコースを維持すること。
- イ. 現状のコース上に、トンネルやバンク等新たな魅力となる施設を2箇所以上配置すること。
- ウ. 走路の両サイド(端部から150mm程度)には、利用者が落下しないよう注意を促すような塗装を施すこと。
- エ. 走路コーナー部(4箇所)には、危険表示等の案内施設を配置すること。
- オ. 走路内のブレーキ等必要な箇所にはアルミ複合版等を用いたサイン案内表示板を設置すること。なお、設置においては現状のサインとの取替で差し支えない。
- カ. ゴール地点にはライン等で明示すること。

4-3-2 てっぺんとりで(発着場)

(1) 撤去

- ア. 発着場改修に際し、支障となる施設の撤去を行う。
- イ. 撤去する付属物等については発注者及び指定管理者の了解を得ること。
- ウ. 処分方法については場内仮置きまでを基本とする。仮置き場所については指定管理者と協議にて決定する。

(2) 施設(ボブスレー関連)

- ア. 建物上部に、ボブスレー出発場であることを示すメインサインを設置すること。
- イ. 建物上部に、券売機があることを示すサインを設置すること。
- ウ. エリア内に写真撮影スポットを設置すること。
- エ. 建物壁にLEDディスプレイを2箇所程度配置すること。
- オ. LEDディスプレイパネルは、画素ピッチ2mm以下、解像度320×180ピクセル以上、視野角H160°/V140°以上とし、外形寸法W600、H340、D55程度のマルチインタラクティブ対応モデル以上の仕様とすること。ただし、利用者にとって、より利用に資する仕様を提案でき、発注者及び指定管理者に事前の了解が得られた場合には、この限りではない。
- カ. ボブスレースタート付近に、安全対策用のフェンスを配置すること。
- キ. スタート付近及び傾斜部等の床については人工芝を設置すること。規模は約30㎡を見込む。
- ク. スタート地点のバックエリアの床面については、屋外用シート張りとする。規模は約55㎡を見込む。また併せて視覚障がい者誘導ブロック(点、注意喚起)を配置すること。耐久性の高い製品とすること。
- ケ. 待合スペースは、ラインポール(脱着式SUS、SUSチェーン)等により、安全

に待機できる空間を確保すること。

- コ. 天井、壁及びエントランス等を装飾パネル類等により装飾すること。装飾パネル類については、アルミ複合版 3mm 程度とし、フルカラー IJP 貼を基本とする。ただし、利用者にとって、より利用に資する仕様を提案でき、発注者及び指定管理者に事前の了解が得られた場合には、この限りではない。
- サ. スタート上部には信号機（φ 160×4 連）を 2 基、LED ディスプレイパネルを 2 基吊り下げ設置すること。また機器周囲の装飾パネルを設置すること。
- シ. LED ディスプレイパネルは、画素ピッチ 2mm 以下、解像度 320×180 ピクセル以上、視野角 H160° / V140° 以上とし、外形寸法 W600、H340、D55 程度のマルチインタラクティブ対応モデル以上の仕様とすること。ただし、利用者にとって、より利用に資する仕様を提案でき、発注者及び指定管理者に事前の了解が得られた場合には、この限りではない。
- ス. 信号機及び LED ディスプレイパネルへの配線配管については極力隠蔽配線とし、モール等を用いて目立たないようにすること。

（３）施設（モノレール関連）

- ア. 乗場上部にモノレール出発場であることを示すメインサインを配置すること。
- イ. 建物上部に天井等について、装飾パネル類等により装飾すること。装飾パネル類については、アルミ複合版 3mm 程度とし、フルカラー IJP 貼を基本とする。ただし、利用者にとって、より利用に資する仕様を提案でき、発注者及び指定管理者に事前の了解が得られた場合には、この限りではない。
- ウ. 床材について、降車場、乗車場付近については、屋外用シート張りとする。規模は約 60㎡を見込む。また併せて視覚障がい者誘導用ブロック（点、注意喚起）を配置すること。耐久性の高い製品とすること。
- エ. モノレールの乗り物躯体は流用することとし、外装等の改修は控えること。やむを得ず修繕等が必要と判断される場合には、発注者及び指定管理者に事前の了解を得ること。

4-3-3 冒険ステーション

（１）撤去

- ア. 発着場改修に際し、支障となる施設の撤去を行う。
- イ. 撤去する付属物等については発注者及び指定管理者に事前の了解を得ること。
- ウ. 処分方法については場内仮置きまでを基本とする。仮置き場については指定管理者と協議にて決定する。

（２）施設（ボブスレー関連）

- ア. ゴール地点付近床については、屋外用シート張り等により誘導を明示すること。シート張りは滑りにくい製品を使用すること。
- イ. ゴール地点屋外壁には、ゴールであることを示すサインを配置すること。
- ウ. スタート地点との連携、システム及び制御盤及びこれらに関する配線配管を行うこと。

(3) 施設（モノレール関連）

- ア. 乗場上部にモノレール出発着場であることを示すメインサインを吊り下げにより配置すること。吊り下げ材はアルミパイプ等を用い耐久性に留意すること。確実に天井に取り付けを行うこと。
- イ. 建物の天井や壁等について、装飾パネル類等により装飾すること。装飾パネル類については、アルミ複合版 3mm 程度とし、フルカラー IJP 貼を基本とする。ただし、利用者にとって、より利用に資する仕様を提案でき、発注者及び指定管理者に事前の了解が得られた場合には、この限りではない。
- ウ. 床材について、降車場、乗車場付近については、屋外用シート張りとする。規模は約 60㎡を見込む。また併せて視覚障がい者誘導用ブロック（点、注意喚起）を配置すること。耐久性の高い製品とすること。
- エ. 券売機があることを示すサインを配置すること。
- オ. 屋外壁に冒険ステーションであることを示すサインを配置すること。
- カ. 乗場及びホール床は屋外用シート張りとする。規模は約 30㎡を見込む。耐久性の高い製品とすること。
- キ. 乗場付近は床出力シートとし、滑りにくい素材を使用すること。また切文字シートを用い、注意喚起を表示すること。耐摩擦性に優れた製品を使用する。
- ク. 乗降場のフェンスには、フェンスパネル装飾を施すこと。
- ケ. 上記項目については乗場と降り場両方に設置すること。

4-4 その他

- ア. 引き渡し後、えひめこどもの城のスタッフが日常的に行う点検業務等、必要なマニュアルを作成すること。
- イ. 上記業務以外に、魅力向上に資する提案があれば独自提案として追加提案すること。ただし、実施については別途協議の上、決定するものとする。
- ウ. 業務の実施に当たっては、提案を基に、発注者及び指定管理者との協議によって決定する。
- エ. 別途発注者が直接または委託して実施する広報等に係る業務について、誠実に協力すること。
- オ. 別途発注者または指定管理者が発注する改修・修繕工事について、誠実に協力すること。

- カ．その他、内容や進捗状況について、発注者、指定管理者、関係機関等と綿密に協議を行うこと。
- キ．発注者は、業務実施過程で本要求水準書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、契約額の範囲内において仕様の変更に応じること。
- ク．本業務に関し、受託者が発注者から受領又は閲覧した資料等は、発注者の了解なく公表又は使用してはならない。
- ケ．受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。